平成２４年（フ）第１７０８号
名古屋市南区三条２丁目16番32号
破産者　田中　秀明
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９８２号
広島市安佐南区大塚西３丁目２―３　タワーズウェスト1505号室、開始決定時の住所名古屋市天白区植田本町３丁目1101番地　レガリス37―506号
破産者　篠﨑　　聡
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３７号
大阪府和泉市鍛治屋町61番地の４
破産者　中塚　重男
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
兵庫県三木市緑が丘町中２丁目11番地の20
破産者　柏木　賢鳳
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３５号
広島市安佐南区山本２丁目３―９　エルディム中久保101号、開始決定時の住所広島市安佐南区祇園４丁目８番14号
破産者　久田　　登
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１７０号
広島市佐伯区薬師が丘４丁目15番15号
破産者　吉永　　徹
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７９号
青森県上北郡東北町大字上野字山添18番地８
破産者　花松　麗子
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９７号
静岡県浜松市中区高丘西３丁目44番６号　サンパーラ松本102、前住所静岡県静岡市駿河区南町３番２号　フォルム南町50Ｄ号
破産者　藏下　光弘
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４２７号
静岡県浜松市南区中田島町1656番地の２市営中田島団地Ｃ７―102、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市西区坪井町2363番地
破産者　江間　とき
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
愛知県豊橋市天伯町字高田山３番地の109
破産者　柴田　英治
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第９３号
三重県名張市赤目町新川624番地４
破産者　小池エイ子
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第３２１号
奈良市三条宮前町４番21―402号
破産者　藤本　　弘
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１２８号
宮崎県都城市郡元町3375番地
破産者　谷口　武身
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３８号
熊本市東区戸島西２丁目２番６号
破産者　坂口さとこ
1　破産債権の届出期間　平成25年５月９日まで
2　一般調査期日　平成25年６月４日午後２時50分
平成25年４月17日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３８４８号
大阪市鶴見区鶴見１―６―59　森都ＯＳＡＫＡウエストヴィル915号室藤田正晴方、開始決定時の住所大阪府東大阪市楠根３丁目３番16号
破産者　徳田　逸江
1　破産債権の届出期間　平成25年５月15日まで
2　一般調査期日　平成25年７月８日午後３時
平成25年４月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１２０号
大阪府豊中市新千里西町２丁目１番１―1005号、前住所大阪府豊中市東豊中町２―６―10
破産者　中川　圭弘
1　破産債権の届出期間　平成25年５月16日まで
2　一般調査期日　平成25年６月17日午後３時
平成25年４月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０２号
大阪市港区池島２丁目４番36―715号
破産者　才下　克昌
1　破産債権の届出期間　平成25年５月16日まで
2　一般調査期日　平成25年６月20日午後３時
平成25年４月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７９号
横浜市港南区上永谷４丁目３番３―102号
破産者　山根　　修
1　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
2　一般調査期日　平成25年６月17日午前11時20分
平成25年４月17日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１９２号
大阪府池田市畑３丁目12番11―201号
破産者　川人　　肇
1　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
2　一般調査期日　平成25年６月17日午後３時
平成25年４月16日
大阪地方裁判所第６民事部